

平成18年3月17日

各都道府県消防防災主管部長
東京消防庁・指定都市消防長 殿

消防庁予防課長

平成17年（1月～12月）における住宅火災による死者数の急増を踏まえた
緊急的な住宅防火対策の実施について

住宅火災による死者の発生については、平成17年（1月～6月）における放火自殺者等を除く住宅火災による死者数が前年同期比14.4%増加し、データの存在する昭和54年以降最多となっており、また平成18年に入り、死者を生ずる住宅火災が相次いで発生し、死者数が急増していることから、消防庁長官通知「死者の発生した住宅火災の続発を踏まえた住宅防火対策の徹底について」（平成18年1月25日付け消防予第35号）等において、報道機関や広報誌等と連携した広報や消防団、婦人（女性）防火クラブ及び自主防災組織等と連携した普及・啓発活動等による早期の住宅用火災警報器等の自主的な設置の促進等について通知しているところです。

しかしながら、「平成17年（1月～12月）における火災の概要（概数）について」（平成18年3月14日付け消防情第56号）のとおり、住宅火災による死者数（放火自殺者等を除く）は、1,223人（前年同期比185人（17.8%）の増加）と急増しており、平成15年以降3年連続で1,000人を超えるとともに、データの存在する昭和54年以降で最多となっています。

このような状況の克服のためには、火災予防思想の普及や住宅用火災警報器の設置をはじめとした徹底した住宅防火対策に積極的に取り組むことが必要であり、ついでには、下記1に示す住宅火災のポイントに留意の上、下記2に示す住宅防火対策のうち緊急に取り組むことが可能な対策から速やかに実施し、住宅防火対策の徹底を図られるようよろしくお願いいたします。

また、各都道府県消防主管部長にあつては、貴都道府県内の市町村にこの旨周知頂くようお願いします。

記

1. 平成17年（1月～12月）における全国の住宅火災のポイント

- (1) 住宅火災による死者数（放火自殺者等を除く）1,223人のうち、65才以上の高齢者は693人であり、半数を超える56.7%を占め、引き続き高い割合となっており、今後高齢化の進展と

ともにさらなる死者数の増加が懸念されること。

- (2) 住宅火災による死者数（放火自殺者等を除く）1,223人のうち、逃げ遅れによる死者は771人であり、6割を超える63%を占め、前年に引き続き高い割合であること。
- (3) 出火原因別の死者数は、「たばこ」によるものが最も多く（232人）、次いで「放火」（198人）、「ストーブ」（150人）となっていること。

2. 住宅防火対策

(1) 地域住民への住宅火災死者数急増等の広報

① 報道機関との連携

消防本部等において、平成17年における住宅火災の状況（死者数の急増及び出火原因等）及び火災の危険性やその対策に関するパンフレット等の資料を作成し、身近な危険を再認識するよう適切な情報提供をするとともに、住宅火災で死者が発生した場合、必ず以下の事項について報道機関に説明するなど密接な連携による注意喚起を実施すること。

ア 死者の発生した住宅火災

イ 火災の発生した住宅における住宅用火災警報器等の設置状況

（仮に設置されている場合のその効果及び死者の発生を防止できた可能性）

② 広報誌等との連携

市報など地域の広報誌等と連携し、住宅火災死者数の急増及び火災の危険性やその対策について地域住民に対し幅広く広報を実施するとともに、住宅火災の早期発見・早期避難に住宅用火災警報器等が有効であること等についても広報し、早期に住宅用火災警報器等を設置するよう働きかけること。（別添 奏功事例参照）

(2) 住宅用火災警報器の普及・啓発活動

① 消防団、婦人（女性）防火クラブ及び自主防災組織等と連携した普及・啓発活動等

平成17年4月27日付け消防消第99号、消防防第74号及び消防安第81号で通知したとおり「住宅用火災警報器等PRハンドブック」等を活用し、消防団、婦人（女性）防火クラブ及び自主防災組織等を対象とした住民指導のための講習会の開催等により、地域に根ざした普及・啓発活動を強力に推進すること。

また、市町村内において、古い木造住宅が密集し、又は他の地区と比較して著しく多数の火災が発生しているなど、防災上の危険性が高い地区等早急な防火対策が必要な地区を重点地区として選定し、地区内の住宅を対象に消防団、婦人（女性）防火クラブ及び自主防災組織等と連携して戸別に訪問し、住宅防火対策の状況の点検・指導並びに住宅用火災警報器等の早期設置を働きかけを実施する等、地域の実情に応じた計画的かつ効果的な方策を実施すること。

なお、戸別訪問による普及・啓発活動を実施した際に、訪問実施戸数や市町村内の総住

宅戸数に対する割合、住宅用火災警報器の設置済戸数の割合等の情報を整理し、普及・啓発活動の基礎資料として活用することや、対象住宅の増加や訪問実施済住宅のフォローアップ等を実施するなど、効果的な普及・啓発活動の実施方法について検討すること。

② 住宅用火災警報器等の設置に関する情報提供等

地域における住宅用火災警報器等の取扱い店舗等を把握し、消防団、婦人（女性）防火クラブ及び自主防災組織並びに地域住民に対して情報提供すること。

また、共同購入の推進や製品の仕様、設置促進用サンプルを活用し設置方法・効果等を地域住民に対して分かりやすく伝える普及・啓発活動に取り組むなど、地域の実情に応じた効果的な方策を実施すること。

なお、住宅防火対策推進協議会のホームページ (<http://www.jubo.go.jp/>) 及び火災報知機工業会のホームページ (<http://www.kaho.or.jp/>) に住宅用火災警報器の取扱い店舗が掲載されているとともに、住宅防火対策推進協議会のホームページに共同購入等の住宅用火災警報器メーカーの相談窓口リストが掲載されているので活用されたい。

(3) その他

(1)及び(2)に掲げるもののほか、地域の実情に応じた住宅火災による死者数の低減のための効果的な方策を実施すること。

別添

住宅用火災警報器等の奏功事例

○事例1

女性(70歳代)が入浴準備中、煙と焦げ臭い臭気とともに住宅用火災警報器の鳴動に気づき居室に行くと、こたつから炎が上がっていた。女性は台所に置いてあった洗面器で水道水をかけ消火し、自宅の電話から119番通報した。

○事例2

2階居室で就寝していた男性(30歳代)は、1階の祖母の部屋の住宅用火災警報器の鳴動に気づき、階段へ出ると煙が漂っており、さらに1階へ下りると仏壇から炎が上がっているのを発見した。男性は台所にあったバケツ等で水道水をかけて消火した後、自宅の電話から119番通報した。男性の義母(60歳代)は初期消火を手伝い、妻(30歳代)は子供と祖母を避難させた。

○事例3

店舗兼共同住宅2階の居室において、男性(70歳代)がベッドの上で喫煙した際、煙草の火種が布団に落下したことに気づかず、隣の部屋に移動したため、火災となったもの。1階店舗にいた女性(70歳代)が住宅用火災警報器の鳴動に気づき、2階に上がり男性に鍵を開けさせ室内に入った。女性は煙の出ているベッドのマットレスを窓から路上に落とした。近隣者が落ちてきた煙の出ているマットレスをバケツの水で消火し、119番通報した。

○事例4

女性(50歳代)がガスこんろの火を消し忘れ、屋外に出たため、鍋が過熱され鍋の取っ手に着火、出火したもの。2階で就寝していた女性(20歳代)が、住宅用火災警報器(火災・ガス漏れ複合型)の鳴動に気づき、台所で炎を発見した。1階の祖母に火災を知らせ、屋外に出ていた女性(50歳代)が戻り、鍋に濡れタオルを被せ消火し、その後119番通報した。

○事例5

女性(80歳代)が牛乳の入った鍋をガスこんろで温めていたことを忘れ外出したため、空焚きとなったもの。他室に居た夫(80歳代)が住宅用火災警報器の鳴動に気づき、こんろの火を消した。発見が早く、火災には至らなかった。

○事例6

女性(70歳代)が鍋をこんろにかけたまま外出したため、空焚きとなったもの。隣に

居住する女性は、住宅用火災警報器の鳴動に気づき、ガス会社に連絡した。連絡により駆け付けたガス会社の者が確認すると、シャッターの隙間から煙が煙が出ていたので会社に連絡し、119番通報を依頼した。

○事例7

女性(70歳代)が鍋を温めていたことを忘れ読書をしていたため、鍋の内容物が焦げて煙が発生したもの。女性は住宅用火災警報器の鳴動に気づいたが、自宅での警報とは思わず119番通報し、その後家の周囲を確認していた。また、近隣の女性(50歳代)が同警報音に気づき、外に出ると向かいの家のドアから煙が見えたため、娘(20歳代)に知らせた。知らせを受けた娘は煙の出ている家に入り、こんろの火を消した。発見が早く火災には至らなかった。

○事例8

女性(20歳代)が揚げ物のため、こんろで鍋を加熱中、その場を離れたため天ぷら油が過熱され出火したもの。女性は住宅用火災警報器(火災・ガス漏れ複合型)の鳴動に気づき、台所に行くと鍋から炎が上がっていたのでガスの器具栓を閉め、自宅から119番通報した。通りがかりの3名の者が駆けつけ、鍋にふたをして消火した。

○事例9

店舗併用住宅の1階台所において、女性(70歳代)が調理中、来客があり、その場を離れたため、天ぷら油が過熱され出火したもの。女性は住宅用火災警報器(火災・ガス漏れ複合型)の鳴動に気づき、台所に行くと鍋から炎が上がっていた。そばにいた来客は、店から119番通報するとともに近隣の飲食店に火災を知らせた。知らせを受けた飲食店店主(60歳代男性)は、家族(30歳代男性)と消火器3本を持参し消火した。

○事例10

住宅の2階にて家人が灰皿にあった煙草の吸い殻をごみ箱に捨てた後、紙屑に着火し出火したもの。家人2名が1階にて住宅用火災警報器の鳴動に気づき、2階に上がると部屋からの出火を発見し、水道水で消火を試みるも失敗し屋外へ避難し119番通報した。

○事例11

女性(90歳代)がガスこんろにて調理中、その場を離れたため出火したもの。住宅用火災警報器の鳴動に気づき、台所へ戻ると炎が上がっていたため水道水で消火した。

その他の住宅用防災機器等による奏功事例

○事例1

調理中、その場を離れたため、天ぷら油が過熱され火災となった。家人が異変に気づいたとき、炎が立ち上がっていたが、住宅用消火器で消火した。

○事例2

女性(60歳代)が自宅にて、屋外から聞こえた住宅用火災警報器の警報音により義母のアパートからの煙を覚知した。アパートの戸を開けると台所のワゴンから出火しており、大声で近隣に知らせた。台所に戻ると、設置されている住宅用自動消火装置の消火剤が噴霧され、既に炎が小さくなっていたので、バケツの水で消火した。

○事例3

マンションの管理人が、住宅用スプリンクラー設備の警報ブザーを覚知し、地下1階のごみ集積場のドアを開けると、煙が充満し、住宅用スプリンクラーが作動しており、消火状態であった。住宅用スプリンクラー設備は放火対策として同場所に自主的に設置したもの。